

令和2年度小平市立中学校教科用図書採択要領

第1 目的

この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）の規定に基づき、小平市立中学校において使用する教科用図書（以下「教科書」という。）の採択を適正かつ公正に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 採択組織及び職務

(1) 教育委員会

- ① 採択方針を決定する。
- ② 小平市立中学校において使用する教科書を種目ごとに1種採択する。
- ③ 採択後においては、採択結果及び理由等を公表する。

(2) 小平市立中学校教科用図書審議委員会

採択を公正かつ適正に行うため、小平市立中学校教科用図書審議委員会（以下「審議委員会」という。）を設置する。

① 委員の資格要件

- ア 採択に関する事項について、幅広い視野から調査審議が行えること。
- イ 教科書の採択に関して利害関係がないこと。

② 職務

教科用図書調査部会の調査資料、各学校の調査結果、保護者等の意見を検討し、その検討結果を文書で教育委員会に報告する。

③ 定数

審議委員会の定数は、14名とする。

④ 組織

ア 学識経験者	1名
イ 保護者代表	1名
ウ 教科用図書調査部会調査部長	10名
エ 校長会・副校長会代表	2名

⑤ 任期

委嘱の日から令和2年8月31日までとする。

⑥ 委員長・副委員長

- ア 審議委員会には、委員長1名、副委員長1名を置く。
- イ 委員長、副委員長は委員の互選とする。
- ウ 委員長は、委員会を統括する。
- エ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

⑦ 委員会の運営

- ア 委員会は、委員の半数以上の出席をもって、開会することができる。
- イ 委員長が議決を要すると判断した委員会の案件は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(3) 小平市立中学校教科用図書調査部会

教科書の調査研究を行うために、審議委員会の下部組織として、小平市立中学校教科用図書調査部会（以下「調査部会」という。）を設置する。

① 委員の資格要件

- ア 教育研究に実績があること。
- イ 教科書の採択に関して利害関係がないこと。

② 職務

調査部会は、別に定めるところに従って、教科別に調査研究を行い、その結果を採択資料にまとめ審議委員会に報告する。

③ 定数

調査部会の定数は、各調査部会 11名以内（調査部長 1名、調査副部長 1名、調査員 9名以内）とする。

④ 組織

調査部会は、国語科調査部会、社会科調査部会、数学科調査部会、理科調査部会、音楽科調査部会、美術科調査部会、保健体育科調査部会、技術・家庭科調査部会、外国語科調査部会及び道徳科調査部会により構成する。

⑤ 任期

委嘱の日から令和 2 年 8 月 31 日までとする。

第3 採択時期

教科書の採択時期は、義務教育諸学校の教科書の無償措置に関する法律施行令（昭和 39 年政令第 14 号）第 14 条の定めるところによる。

第4 採択する教科書

教科書は、文部科学省が作成した「中学校用教科書目録（令和 3 年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択するものとする。

第5 守秘義務

審議委員会及び調査部会の委員は、教科書の調査の過程で知り得た事項について、他に漏らしてはならない。

第6 庶務

審議委員会及び調査部会の庶務は、教育部指導課において処理する。

第7 その他

- (1) 特別支援学級用教科書の採択については別に定める。
- (2) この要領で定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

（施行期日）

この要領は、令和 2 年 4 月 16 日から施行する。